

平成31年度 受注可能本数表(契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領第4条及び第5条)

工事種目	登録種目	希望種目	物件等級	経費事項審査の総合評価(円点)	発注予定価格(税込)	受注可能本数			受注可能本数の制限	
						本店業者	支店業者	市外業者	評定点による制限(発注年度の前年1月1日～12月31日の間完成した工事)	評定の修正が行われた場合の制限
01 土木工事	010 土木一式工事	土木工事	A	1,100点以上	3億円以上	3本(※2本)	1本(※1本)	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。また、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。 ・工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われ、左表に該当する場合はそれぞれ受注可能本数に制限を行う。 ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。 なお、修正が行われた場合の通知日が4月1日から12月31日の間の場合は修正を行った翌年度の受注可能本数から制限を行う。また、修正が行われた場合の通知日が1月1日から3月31日の間の場合は、修正を行った翌々年度の受注可能本数から制限を行う。
			B	800点～1,099点	9,000万円以上 3億円未満					
			C	600点～799点	2,500万円以上 9,000万円未満					
			D	600点未満	2,500万円未満					
02A 建築工事	020 建築一式工事	建築工事	A	1,100点以上	6億円以上	3本(※2本)	1本(※1本)	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。また、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。 ・工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
			B	800点～1,099点	1億5,000万円以上 6億円未満					
			C	650点～799点	3,500万円以上 1億5,000万円未満					
			D	650点未満	3,500万円未満					
02B プレハブ工事	020 建築一式工事	—	—	—	—	制限なし	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
02C 解体工事	050 とび・土工・コンクリート工事※	解体工事	—	—	—	3本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。		
	290 解体工事		—	—	—					
03 舗装工事	130 舗装工事	舗装工事	A	800点以上	1億円以上	3本(※2本)	1本(※1本)	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。また、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。 ・工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
			B	600点～799点	2,500万円以上 1億円未満					
			C	600点未満	2,500万円未満					
04 電気工事	080 電気工事	電気工事	A	1,050点以上	1億3,000万円以上	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。また、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。 ・工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
			B	750点～1,049点	3,000万円以上 1億3,000万円未満					
			C	750点未満	3,000万円未満					
05 給排水衛生冷暖房工事	090 管工事	給排水衛生冷暖房工事	A	1,000点以上	1億3,000万円以上	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。また、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。 ・工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
			B	700点～999点	3,000万円以上 1億3,000万円未満					
			C	700点未満	3,000万円未満					
06 造園工事	230 造園工事	造園工事	A	700点以上	2,000万円以上	3本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。また、評定点で80点以上の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。 ・工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。		
			B	700点未満	2,000万円未満					
07A 鋼橋工事	110 鋼橋造物工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者及び支店業者は2本とする。		
	111 鋼橋上部工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
07B ビーチ・掘工事	010 土木一式工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者及び支店業者は2本とする。		
	011 プレストレストコンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
07C 鋼管工事	260 水道施設工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
08 しゅんせつ工事	140 しゅんせつ工事	—	—	—	—	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
09A 昇降機設置工事	200 機械器具設置工事	—	—	—	—	制限なし	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
09B 上下水道施設工事	080 電気工事	—	—	—	—	制限なし	—			
	200 機械器具設置工事	—	—	—	—	制限なし	—			
	260 水道施設工事	—	—	—	—	制限なし	—			
09C 清掃施設工事	280 清掃施設工事	—	—	—	—	制限なし	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
09D 機械器具設置工事	200 機械器具設置工事	—	—	—	—	制限なし	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
09E 消防施設工事	270 消防施設工事	—	—	—	—	制限なし	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
10 電気通信工事	220 電気通信工事	—	—	—	—	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
11A 塗装工事	170 塗装工事	塗装工事	—	—	—	3本	—	受注不可	・工事種目(11A塗装工事、11B防水工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
11B 防水工事	180 防水工事	防水工事	—	—	—	3本	—	受注不可	・工事種目(11A塗装工事、11B防水工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
12 たたみ工事	190 内装仕上工事	—	—	—	—	制限なし	—	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者については2本とする。	
13A 交通安全施設工事	050 とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	1本	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者は2本、支店業者及び市外業者は受注不可とする。	
	170 塗装工事	—	—	—	—	制限なし	1本	—		
13B 防球ネットフェンス工事	050 とび・土工・コンクリート工事	防球ネットフェンス工事	—	—	—	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
13C サイン工事	050 とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
	110 鋼橋造物工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
	190 内装仕上工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
13D 遊具工事	050 とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	1本	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者は2本、支店業者及び市外業者は受注不可とする。	
	230 造園工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
13E とび・土工・コンクリート工事	050 とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
	051 法面処理工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
14A 体育施設工事	010 土木一式工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
	130 舗装工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
	230 造園工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
14B 管更生工事	010 土木一式工事	—	—	—	—	3本	1本	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
14C テント工事	050 とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
	110 鋼橋造物工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
14D 石工事	060 石工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
14E 噴水・流れ設備工事	090 管工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
230 造園工事	—	—	—	—	制限なし	—	—			
14F 炭炉工事	100 タイル・れんが・ブロック工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
14G 水門・門扉工事	110 鋼橋造物工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
14H レール溶接工事	010 土木一式工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
14I 土木構造物補修・ライニング工事	010 土木一式工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
170 塗装工事	—	—	—	—	制限なし	—	—			
14J 熱絶縁工事	210 熱絶縁工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
14K さく井工事	240 さく井工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
14L 建具工事	250 建具工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15A 大工工事	030 大工工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15B 左官工事	040 左官工事	—	—	—	—	制限なし	—	—		
15C 屋根工事	070 屋根工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15D タイル・れんが・ブロック工事	100 タイル・れんが・ブロック工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15E 鋼橋造物工事	110 鋼橋造物工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15F 鉄筋工事	120 鉄筋工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15G 板金工事	150 板金工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15H ガラス工事	160 ガラス工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
15I 内装仕上工事	190 内装仕上工事	—	—	—	—	制限なし	—	—	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	

※・受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注件数を含めるものとする。
・受注可能本数の(※2本)または(※1本)については、土木工事・建築工事・舗装工事の3種目のうちから希望種目を2種目登録した場合の取扱いとし、その2種目で受注できる上限本数とします。
【例1】希望種目登録: 土木工事・建築工事 → 受注可能本数: 土木工事+建築工事=2本(本店業者)または1本(支店業者)
【例2】希望種目登録: 土木工事 → 受注可能本数: 3本(本店業者)または1本(支店業者)

※ 工事種目「02C」について、建設業許可の業種における、とび・土工工事業者の者は、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第3条第1項に規定する経過措置の適用を受ける者であることを要件とする。
また、工期の未が平成31年6月1日以降の案件である場合は以下のとおりとする。
・入札書提出日が平成31年6月1日以前の案件は、入札書提出日現在で解体工事業に係る許可申請をしていることを要件とする。
・入札書提出日が平成31年6月1日以降の案件は、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をしていることを要件とする。
なお、許可申請に対する不許可の処分があったときは、入札、落札の無効、また契約を解除する。ただし、建設業法等に違反しない場合はこの限りではない。